

高額医療給付に関する 交付金交付事業について

名古屋鉄道健康保険組合（以下「当組合」という）と健康保険組合連合会（以下「健保連」という）では、当組合に高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付を受ける事業を共同で実施しています。

1. 共同事業で個人データを利用する趣旨、共同して利用する個人データの項目、および取扱う人の利用目的

この事業は健康保険法附則第2条に基づき、当組合と健保連が共同で実施している事業です。交付申請にあたっては「診療報酬明細書」（「調剤報酬明細書」を含み以下 レセプトという）の写し及び当該レセプトに係る患者の氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連 共同事業一課に提出することとなっております。健保連ではこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用しています。

2. 個人データを取り扱う人の範囲

当組合	高額医療交付金交付事業担当者
健保連	共同事業一課担当者 データ処理委託業者 (財団法人 社会経済生産性本部・社会情報システム部)

3. データ管理責任者の氏名または名称

当組合	常務理事
健保連	共同事業一課データ管理責任者 共同事業一課長